

# オプションサービス利用規約

2021年12月1日改訂

株式会社ナンワエナジー

## 目次

1. 本規約について .....	1
2. 本サービスの申込み及び契約について .....	1
3. オプション契約の終了について .....	1
4. Tポイント付与について .....	1
5. 紹介割引について .....	2
6. 本サービスの廃止・停止 .....	2
7. 権利譲渡の禁止 .....	2
8. オプション契約の有効期間 .....	2

## 1. 本規約について

- 1 株式会社ナンウェナジー（以下、「当社」といいます。）は、このオプションサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）に基づき、お客さまに本規約に定めるオプションサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の電気供給約款に定めるところによります。
- 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供にかかる条件等は、変更後の規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を当社の指定するWEBサイトに掲載することにより行います。

## 2. 本サービスの申込み及び契約について

- 1 本サービスの適用を希望されるお客さまは、本規約を承諾の上、当社指定の様式によって申込みを行うものとし、当社がその申込みを承諾した時に、当社と申込者の間で本サービスの適用を受けるための契約（以下、「オプション契約」といいます。）が成立するものとし、
- 2 当社は、前項に基づく申込者の申込みを不適当と判断したとき又は業務遂行上支障があるときは、当該申込みを承諾しないものとし、

## 3. オプション契約の終了について

- 1 当社とオプション契約を締結したお客さま（以下、「オプション契約者」といいます。）は、当社の指定するWEBサイトを通じて又は書面その他別に定める方法で当社に申し出るにより、オプション契約を解約することができるものとし、
- 2 前項に定めるほか、9（オプション契約の有効期間）の定めにかかわらず、オプション契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとし、
  - (1) オプション契約者にかかる電気需給契約が終了したとき
  - (2) オプション契約者の電気需給契約について、利用者の変更があったとき
  - (3) その他当社がオプション契約を終了させる必要があるものとしてオプション契約者に終了の通知をしたとき
  - (4) 当社が本サービスの全部を廃止した場合

## 4. Tポイント付与について

- 1 Tポイント付与のご希望を当社所定の様式によりお申し出いただいたお客さまについては、毎月の電気料金のお支払いに応じて、次項に規定するところによりTポイントを付与いたします。
- 2 ポイントの付与率は220円（税込）につき1ポイントとし、Tポイント付与対象額は次の計算式で算出した金額といたします。なお、1回のポイント付与につき、1,000ポイントを上限といたします。  
Tポイント付与対象額＝  
基本料金＋電力量料金＋燃料費等調整額－各種割引額  
※再生可能エネルギー促進賦課金及び遅延損害金、その他オプション料金は含みません。
- 3 Tポイントを付与する時期は、毎月、当社がお客さまの電気料金のお支払いが完了し

- たことを確認した後、約1ヶ月を経過する日といたします。
- 4 本サービスの提供は、低圧で個人のご契約であって、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が定めるT会員に登録しているお客さまに限ります。
  - 5 お客さまのTカード情報が以下の各号に定める事由のいずれかに該当する場合は、Tポイントを付与できません。
    - (1) Tカード番号に誤りがある場合
    - (2) Tカードが有効期限切れ等で無効の場合

## 5. 紹介割引について

- 1 当社は、オプション契約成立後、お客さまに紹介ID（以下、「本ID」といいます。）を発行いたします。お客さまがご親族（お客さまと同居の方を除く。）、ご友人等（以下、「被紹介者さま」といいます。）に本IDをお伝えいただき、被紹介者さまが当社へ電気需給契約のお申込みを行う際に、当社所定の様式により本IDを示してお客さまより紹介を受けた旨を当社へお申し出いただいた場合、当社は、お客さまの基本料金を通常の基本料金（税抜）より1%割引いたします（以下、「本割引」といいます。）。
- 2 本割引は、被紹介者さまの電気供給開始日が含まれる、お客さまの翌検針月以降に初めて到来する未請求の電気料金に適用いたします。なお、割引適用検針月はお客さまが当社からの電気供給を開始してから2回目以降の検針月となります。また、本割引の適用回数は、1回とし、それ以降は通常の基本料金が適用されます。
- 3 本割引は、割引適用検針月につき被紹介者さまの電気需給契約5契約を上限として適用いたします。
- 4 本割引の提供は、紹介者さま・被紹介者さまともに低圧で個人のご契約のお客さまに限ります。

## 6. 本サービスの廃止・停止

- 1 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、お客さまはこれを予め承諾するものとし、
- 2 当社は、お客さまが本規約又は電気需給契約に違反した場合、お客さまの本サービスの利用の全部又は一部を停止することができるものとし、

## 7. 権利譲渡の禁止

お客さまは理由のいかんに関わらず、本サービスの提供を受ける権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は担保として供することはできないものとし、

## 8. オプション契約の有効期間

オプション契約の有効期間は、オプション契約成立日からオプション契約者にかかる電気需給契約の有効期間の満了日までとします。但し、お客さまより終了のお申し出がない場合は、オプション契約は1年間更新されるものとし、以降も同様とします。また、当社が更新に同意しない場合には、更新されないものとし、